

平成27年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年6月19日（金曜日）

○議事日程（第7号）

平成27年6月19日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第41号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
(提案説明、質疑、委員会付託)
- 日程第 3 議案第37号 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第38号 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 5 議案第41号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 発議第10号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について
(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員（13名）

1 番 真 井 紀 夫 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 中 平 隆 夫 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 小 川 公 明 議員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議員
7 番 三 鬼 和 昭 議員	8 番 南 靖 久 議員
9 番 榎 本 隆 吉 議員	10 番 高 村 泰 徳 議員
11 番 奥 田 尚 佳 議員	12 番 三 鬼 孝 之 議員
13 番 村 田 幸 隆 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	岩	田	昭	人	君
副	市	林		幸	喜	君
会計管理者兼出納室長		川	口		清	君
市長公室長		北	村	琢	磨	君
総務課長		下	村	新	吾	君
財政課長		宇	利		崇	君
防災危機管理室長		大	和	勝	浩	君
税務課長		大	川	勝	之	君
市民サービス課長		濱	田	一	志	君
福祉保健課長		三	鬼		望	君
環境課長		仲		浩	紀	君
水産商工食のまち課長		野	地	敬	史	君
木のまち推進課長		内	山	真	杉	君
建設課長		更	谷	哲	也	君
水道部長		尾	上	廣	宣	君
尾鷲総合病院事務長		内	山	洋	輔	君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長		竹	平	専	作	君
教育委員長職務代理		森	下	龍	美	君
教	育	二	村	直	司	君
教育委員会教育総務課長		佐	野	憲	司	君
教育委員会生涯学習課長		芝	山	有	朋	君
教育委員会学校教育担当調整監		山	本		樹	君
監	査	千	種	伯	行	君
監	査	深	瀬	由	佳	子
監査委員事務局長						

○議会事務局職員出席者

事務局	長	内	山	雅	善
事務局次長兼議事・調査係長		岩	本		功
議事・調査係書記		松	永	佳	久

[開議 午前10時30分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、去る4月15日、四日市市において開催されました東海市議会議長会定期総会、並びに一昨日、東京都において開催をされました全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続の表彰が行われ、議員勤続20年以上の特別表彰を三鬼和昭議員が、正副議長職4年以上の一般表彰を高村泰徳議員と、私、村田幸隆が受賞いたしましたので、ここに謹んで御報告を申し上げます。

また、一昨日開催の全国市議会議長会定期総会におきまして、全国市議会議長会産業経済委員会委員として会務運営に尽力されました功績に対し、当時の議長であられました高村泰徳議員と、私、村田幸隆に感謝状が授与されましたので、あわせて御報告をいたします。

それでは、ただいまより表彰状並びに感謝状の伝達を行います。

三鬼和昭議員、どうぞ。

[7番（三鬼和昭議員）登壇]

議長（村田幸隆議員） 表彰状。尾鷲市、三鬼和昭様。

あなたは市議会議員の要職にあること20年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを特別表彰いたします。

平成27年4月15日。

東海市議会議長会会長 四日市市議会議長、中森慎二。

おめでとうございます。

(表彰状授与)

(拍手)

議長（村田幸隆議員） 表彰状。尾鷲市、三鬼和昭殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰いたします。

平成27年6月17日。

全国市議会議長会会長、岡下勝彦。

御苦勞さまでございました。

(表彰状授与)

(拍手)

事務局長（内山雅善君） 次に、高村議員の御登壇をお願いいたします。

[10番（高村泰徳議員）登壇]

議長（村田幸隆議員） 表彰状。尾鷲市、高村泰徳様。

あなたは市議会正副議長の要職にあること4年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを表彰いたします。

平成27年4月15日。

東海市議会議長会会長、四日市市議会議長、中森慎二。

おめでとうございます。

(表彰状授与)

(拍手)

議長（村田幸隆議員） 表彰状。尾鷲市、高村泰徳殿。

あなたは市議会正副議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成27年6月17日。

全国市議会議長会会長、岡下勝彦。

御苦勞さまでございます。

(表彰状授与)

(拍手)

議長（村田幸隆議員） 感謝状。尾鷲市、高村泰徳殿。

あなた全国市議会議長会産業経済委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第91回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成27年6月17日。

全国市議会議長会会長、岡下勝彦。

御苦勞さまでございました。

(感謝状授与)

(拍手)

事務局長（内山雅善君） 次に、村田議長の伝達につきましては、高村副議長からお
願ひいたします。

[議長（村田幸隆議員）登壇]

副議長（高村泰徳議員） 表彰状。尾鷲市、村田幸隆殿。

あなたは市議会正副議長の要職にあること4年、鋭意市政の発展に寄与された
功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを表彰いたします。

平成27年4月15日。

東海市議会議長会会長、四日市市議会議長、中森慎二。

おめでとうございます。

(表彰状授与)

(拍手)

副議長（高村泰徳議員） 表彰状。尾鷲市、村田幸隆殿。

あなた市議会議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいもの
がありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたしま
す。

平成27年6月17日。

全国市議会議長会会長、岡下勝彦。

(表彰状授与)

(拍手)

副議長（高村泰徳議員） 感謝状。尾鷲市、村田幸隆殿。

あなた全国市議会議長会産業経済委員会委員として会務運営の重責に当たられ、
本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第91
回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成27年6月17日。

全国市議会議長会会長、岡下勝彦。

おめでとうございます。

(感謝状授与)

(拍手)

議長（村田幸隆議員） 以上で、表彰並びに感謝状の伝達を終了いたします。

次に、市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、おはようございます。

先ほど、議会から、私の行動、認識に対しまして抗議された市政運営に対する申し入れをいただきました。

地域活性化の推進に向け、オール尾鷲として取り組んでいただいている中でございますが、本議会開催期間中におきまして、市政のトップとして私の行動が議員の皆様には不信感を募らせることになり、大変御迷惑をおかけしました。

また、このことから、議会に対して混乱を招く結果となり、会期1日延長となったことも含めまして、深くおわび申し上げ、反省する次第でございます。

いま一度、初心に立ち戻り、議会と市が車の両輪となり、一丸となって市政運営に取り組んでいけるよう邁進していく所存でございますので、議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第7号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において12番、三鬼孝之議員、1番、真井紀夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第41号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 本定例会に追加提案させていただきます議案は、尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る不適切な事務の執行、それに伴う補助金の返還などの不手際に対し、市長としての管理監督上の責任を明らかにするため、私の給料の減額を行うものであります。

市民の皆様を初め、議員の皆様には深くおわびを申し上げるとともに、今後の職務執行に当たり、私を初め、職員一同一丸となって市民の皆様の信頼回復に努め

てまいりたいと考えております。

それでは、議案第41号について御説明いたします。

議案第41号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」につきましては、市長としての管理監督上の責任を明らかにするため、平成27年7月1日から3カ月間、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例第2条に定める額から当該額に、さらに100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

以上で追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

御質疑、ございませんか。

11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） ただいま上程されました議案第41号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」、質疑させていただきたいと思います。

この後、総務産業常任委員会の審議が控えておりますので、簡潔に質疑をさせていただきますと思いますので、御理解ください。

ただいまの市長の提案説明の中で、合併浄化槽、私が、これ、10日の一般質問、それから12日の生活文教常任委員会で指摘させていただいた件でございますけれども、合併浄化槽の設置整備事業補助金に係る不適切な事務の執行、それに伴う補助金の返還などの不手際に対し、市長としての管理監督上の責任を明らかにするためというので、市長の給与を減額するというところでございますけれども、ちょっと確認させていただきたいんですが、私が指摘させていただいたのは、浄化槽の転換部分にかかわる、5人槽では33万2,000円ありますけれども、転換の場合の上積みされる6万円の件でございます。

これは、返還してもらおうということでございますよね。ですので、一旦、市としては支出しましたけれども、不正支出というか、しましたけれども、返ってくるお金でございます。ですから、大きな意味で言いますと、尾鷲市としての損害というか、不正で出ているということはないわけですよ。ほかの案件がどうか、わかりませんよ。私が指摘した案件について言いますと。

そういう中で、その一つだけとって、市長が3カ月間、100分の10減額さ

れるということに対して、市民の方もなかなか理解しにくいと思うんですよね。その辺のところ、市長、どうしてですか、これは、今回。

なかなか、市長って、これまでいろんな意見がある中で、いろんなことがありました。PFIの問題もあり、87万円の新田町の工事の問題もあります。いろんなことがございました。そういう中でも、なかなか頭を下げることもなかったと思うんですけれども、そういう中で、今回こういうことで、たった6万ですよ。たったと言ったら怒られますけど、それも返還される。そういう状況の中で、なぜ、こういう10%の減俸を3カ月やられるのか。その理由がちょっとよくわからないので、確認させてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今までの、例えば、水道部の問題にしても、市民の皆さんにはさまざまな不信感を与えてしまったことがあります。そのことも含めて、今回は直接的に市民の方から還付という形での御迷惑をかけることになった。これは、市民の皆さんにとっては大変なことでありますので、そのことをもって、こういう処理に至りました。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） ちょっとその辺がわかりにくいところですね。ほかにも還付で市民の方に迷惑をかけると言っておりますけれども、PFIのときだって、あれだけいろんな議論を尽くして、いろんな議会が、全議員が反対している中で優先交渉権者を決めて半年も引っ張ったというようなこともあって、市民には非常にいろんな迷惑と、いろんなことの心配というか、そういうことをかけたんじゃないかなという気がするんですけれども、そうすると、市長、今、還付させるということで市民に迷惑ということでもございましたけれども、それで、今、市長の答弁の中で、たしか、これまでの不信感も含めてということでも言われましたけれども、ということは、いろんなPFIの問題もございました。そして、国体誘致の問題でもいろいろあって、3月議会では、問責決議まで可決されるというところまで行きました。87万円の新田町の問題もございます。刑事告訴する必要もないのに刑事告訴したとか、いろんなそういうことも含めた上での減額というふうに理解してよろしいですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今までさまざまな形で市民の皆さんに不信感を与えてしまったということがあります。しかし、今回の場合は、先ほど、ちょっと申しわけあり

ません、還付と言いましたが、返還していただくようなことになりましたので、そのことに、今までの不信感を与えてしまったことは、それも根底にはありますが、今回の場合は、市民の皆さんから直接に御迷惑をおかけしたということで、私の減額処理をすることにしました。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） その辺がちょっと、市民の方から見ると、何や、奥田がうるさいもんで、処分、そういうことを市長はしたのかとって、僕が逆に悪者にされる感じがしてならないんですよ。

これまでの不信感を与えたけれども、しかしとさっき言われましたね、しかし今回はということと言われましたけど、そうすると、これまでいろいろ不信感を与えてきたと、市長、今言われましたけれども、そのことを含めてじゃないんですか。

でも、たったこれだけでやるのかいという市民の方はおられると思うんですわな。おると思うんですよ。その辺、説明つくんですかね、市長。これまでのことを全部含めてじゃないんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 根底にあるのは、今まで職員の事務処理のずさんだとか、そういったもので市民の皆さんにいろいろと不信感を与えてしまっているということがありますけれども、しかし、直接的には、今回の市民の方、直接に返還というような形での御迷惑をかけたということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） その辺のところはよくわからないんですけども、その辺のところは、また、総務産業常任委員会のほうでぜひ十分審議していただきたいというふうに思うんですけども、それと、もう一点だけ、市長にお伺いしたいんですが、今回、私は、市が刑事告訴した件をいろいろ調べていきました。

その中で、告訴状に添付してある書類も全部、5人槽の新設に対して与える33万2,000円、全部そうなっていて、意図的なのかどうかはわかりませんよ、私は意図的だと思うんですけども、抜いている、ない書類があるんですよ。だから、それを追加で、情報公開で、告訴された業者からとってもらったら、あれっと。33万2,000円のはずが39万2,000円になっていたと。そこでわかったわけですよ。なぜ6万円上積みされておるんやと。どういう経緯でなったんやろうと。

そういうことで、この不正支出が明らかになったわけなんですけれども、それで、市長にちょっと確認したいんですけれども、おとといの委員会の中で、26年の6月議会でこの補助金制度が変わって、4月1日にさかのぼって、その補助金の制度は変わっています。その中で、5人槽33万2,000円にプラスして、合併浄化槽の普及を図るということで、くみ取り便槽からの転換時の場合は、配管の費用6万円をプラスすると。単独浄化槽の場合は、この6万円にプラスして、単独浄化槽、撤去費用9万円をプラスで15万円上乗せするという規定を設けたわけですね。

その中で、去年の4月1日から何件あるんだということをお聞きしましたら、ほかに……。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、大変恐縮ではございますが、質疑でございますので、少しその域を脱しておるように思いますので。

11番（奥田尚佳議員） だから、この案件以外に、くみ取りからの転換が15件、それから、単独からの転換が3件あるんですね。ですから、ほかのものはどうなっているのかとお聞きしたときに、今調査中やというお話でございました、おとといの話で。でも、調べればすぐわかることだと思うんですね。

それは置いておいて、そういうほかのものもある可能性も十分あるわけですし、そういう全容解明といったらちょっとあれですけども、ほかにないのかということもきちっと調べて、調べた上で、なぜこういうことが起こったのかという原因究明もきちっとされて、そして、服務審査会も含めて、きちっとそういうことも全部やられた上で、最終的に市長の責任ということで、減俸でもいいです、減俸されるならされるで構わないけれども、されたらどうかなと思うんですけども、なぜ、これを早い段階で、まだこの全容解明もしていないわけでしょう、まだ、環境課長。そういう中で、なぜ、これまで、僕は非常に違和感があるんですよ。これまで市長がなかなか頭を下げなかったのに、突然、減俸しますなんて言うものですから、僕も戸惑っているんですけど、その辺はいかがですか。全体のことを調べた上で、こういうことだと報告した上で、最終的に。僕、この議案についてはそう焦らんでもええような気がしてならないんですけども、いかがですか。この6万円だけで……。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、この議案の提出につきましては、議会運営委員会でも議案を提出するという事も決定しておりますので、その辺のところはお控えをいただきたいと思います。

市長、答えられる範囲で答弁をお願いいたします。

市長。

市長（岩田昭人君） 私は、決して頭を下げなかったということはありません。要するに、今まで本当に水道部の件でも陳謝をしております。しかし、減給まで至りませんでした。

しかし、ここに来て、やはり先ほど言わせていただいたように、市民の方からの還付という直接的な市民の皆さんの御迷惑がありましたので、いち早く私の態度を表明する意味で、いち早い減給ということを提案させていただいたところがあります。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議案は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで休憩し、ただいま付託をされました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において総務産業常任委員会を開催していただきますのでよろしくお祈りをいたします。なお、委員会の開催は、11時10分からいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時56分〕

〔再開 午前11時40分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第37号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から日程第5、議案第41号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」までの計3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました3議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、田中勲委員長。

〔4番（田中勲議員）登壇〕

4番（田中勲議員） それでは、報告をいたします。

私ども生活文教常任委員会へ付託されました議案第37号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の1議案につきまして、委員会における審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

去る6月12日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第37号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

よろしく審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、予算決算常任委員会、奥田尚佳委員長。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第38号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の1議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る6月16日午前10時より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第38号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、今回の補正予算のうち、歳出、第9款教育費、第5項社会教育費、第5目文化財保護費の役務費、倒木処理手数料22万5,000円に関しましては、熊野古道曾根次郎坂・太郎坂のバッファゾーン及びコアゾーン内における危険木を処理するための予算でございますが、この財源について、委員から、平成19年に設置されております尾鷲市熊野参詣道伊勢路における森林施業対策基金が活用できないのかとの意見がございました。

同基金につきましては、その設置管理及び処分に関する条例において、熊野参詣道伊勢路周辺の文化的景観保全地帯及びその周辺における森林施業と熊野参詣道伊勢路利用者との安全調整等を図ることを目的に、森林所有者及び林業関係者等が必要な対策を講じるための経費の財源に充てるためとなっておるところでございますが、基金設置から8年を経過し、その利用もさほどない状況でありますので、その活用方法について、今回のようなケースを含め、利用できる条件を広げるなどの検討をすべきとの意見がありましたので、このことを申し添えさせていただきます、委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、総務産業常任委員会、三鬼和昭委員長。

〔7番（三鬼和昭議員）登壇〕

7番（三鬼和昭議員） 私ども総務産業常任委員会に付託されました議案第41号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」の1議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日午前11時5分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第41号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、今回の市長の減給の原因となった主たる件につきましては、浄化槽への転換に対する不適切な補助金であり、担当課において、そのほかの補助についても精査中ということであるが、委員の審査における質疑の中で、これらの全容を所管の委員会において報告されるという運びと想定されるが、職員に対する懲罰委員会の開催はもとより、その時点において、法令遵守、いわゆるコンプライアンスを損なう案件があれば、その責を負うという市長の発言があったことを加え、るとともに、市全体として法令遵守の意識を高めるべきであるとの指摘があったことをあわせて、付託議案に対する委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

1 番、真井紀夫議員。

〔1 番（真井紀夫議員）登壇〕

1 番（真井紀夫議員） 私は、本日追加された議案第 4 1 号「市長の給与等に関する特例を定める条例の一部改正について」の賛成討論をさせていただきます。

市長は、当然のことですが、行政の最高権限者であり、最高責任者でもあります。よって、みずからが指示した事案や決裁した事案に、法令や条例、規則などに抵触する不適切なことが起きれば、何らかの処分を、担当職員だけではなく、みずからにも科すべきであります。

しかし、今までの 6 年にわたる出来事に対する岩田市長の対応は、職員にだけその責任を押しつけ、市長みずからには、謝罪の言葉は口にするが、その責任をとろうとしませんでした。

今回の対応は、責任者としてみずからの責任を明らかにして、10%の減給処分をみずからに科したもので、そのもので責任者としてのけじめをやとつけたものと判断します。その点、私は、不満足ではありますが、一つのけじめとして追加議案第 4 1 号を認めるものであります。

本議案に賛成するに当たり、一つだけ注文をしておきたいと思います。

今回の事案は、6 万円の補助金の不法支出ですが、施主の御理解により、過払いの 6 万円全額が尾鷲市に返ってくるのこのことのようにあります。

一方、新田地内の排水管工事は、随意契約業者に 30 万円前後でできる工事に 87 万円を支払っています。差額の 57 万円は過払いになると思いますが、この 57 万円は工事業者からは返金されません。結果として、市民の皆さんが納めた水道料金が無駄に使われました。

なぜ返ってくる 6 万円の事案で市長に処分を科すのに、返ってこない 57 万円の事案では市長には責任の処分が科されないのか、その理由を説明していただきたいと考えるのであります。このことは、この場ではなく、9 月議会が開催されるまでに、26 年度決算審査もあります。何らかの場で議員全員に説明をしていただきたいと思います。

以上の要望、意見を付して、第 4 1 号議案に対する賛成討論といたします。

議長（村田幸隆議員） ただいま真井議員から賛成討論がありましたが、賛成討論の中で要望という言葉もありまして、一部その他の事項に触れられましたけれども、これは、本来は発言を許可すべきことではありませんけれども、今回に限り、特別に許可をいたします。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第3、議案第37号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第4、議案第38号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第5、議案第41号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決をされまし

た。

次に、日程第6、発議第10号「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(村田幸隆議員) ただいまの議題の発議につきましては、提出者の提案説明を求めます。

5番、小川公明議員。

[5番(小川公明議員)登壇]

5番(小川公明議員) それでは、発議第10号「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について」、提案理由を説明させていただきます。

現在、全国の自治体においては、子ども医療費制度や重度障害者医療制度などの地方単独の福祉医療制度が実施されております。

最近の傾向としては、少子化対策の一環として、特に子ども医療制度について対象年齢の引き上げなどの取り組みが進められている状況は、皆さんも周知のとおりでございます。

しかし、こうした地方単独の医療費制度、助成制度に対して、患者の一部負担金を軽減すれば受診しやすくなる分、医療費が増嵩するため、波及増分についてはその自治体が負担すべきものとされ、国庫の公平な配分という観点から減額調整措置がとられております。

この波及増分に係る減額調整措置は昭和59年から実施されているものであり、この間、子ども医療制度は、事業内容に差はあるものの、全ての自治体で実施されるようになり、各自治体から廃止要求が出されておりますが、公平の観点から今なお継続されている制度であります。

この減額措置は、あくまでも現物給付措置、つまり窓口負担ゼロの場合に適用されるものであり、当市においては償還払い方式をとっておりますので、減額調整措置の対象とはなりません。今後、人口減少への意欲的、自発的取り組みを促し、国保の財政運営が都道府県に移行することを鑑み、こうしたペナルティーは見直すべきと考えます。

また、地方創生が言われるようになり、平成26年度補正予算で計上された地方創生にかかわる交付金を活用して、70程度の自治体が子ども医療費助成制度

の対象年齢の拡大などに取り組む実態も出ているところであります。

改めてになりますが、国保の減額措置は30年前に創設された古い制度であり、この間、少子化などの社会状況は変化しており、地方の単独事業も多くの自治体で実施されるなど、時代に即した制度見直しを行う時期に来ております。

子供の医療費のあり方について、少子高齢化が進む中、地方創生、子育て支援の観点から、減額措置の見直しに向けたこの地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書にどうか議員の皆様の……。

議長（村田幸隆議員） 小川議員、ちょっと中断してください。

〔休憩 午後 0時00分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（村田幸隆議員） 発言どうぞ。

5番（小川公明議員） 子供の医療費のあり方について、少子高齢化が進む中、地方創生、子育て支援の観点から、減額措置の見直しに向けたこの地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書にどうか議員の皆様の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第6、発議第10号「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決をされました。

ただいま可決をされました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様方、大変お疲れさまでございました。

去る6月1日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議をいただき、いずれも御承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、いろいろ御指摘、御意見をいただきました点につきましては、今後十分心して取り組んでまいるとともに、改めてではあります、冒頭に御挨拶させていただきました議会から私に提出された市政運営に対する申し入れにつきましては真摯に受けとめ、今後の市政運営に邁進していく所存でございます。

また、尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の支給につきまして、職員のずさんな事務処理だけでなく、法令を遵守する公務員としての自覚の欠如、私の管理監督不行き届きがあり、補助金の返還を求めなければならないなど、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけすることとなりました。改めまして、深くおわびを申し上げ反省するとともに、市職員としての公務員倫理やコンプライアンスの徹底、危機意識の向上を図ってまいります。

今後、市政のトップとして、いま一度、襟を正すとともに、市民の皆様の市政に対する信頼回復に向けて、二度とこのようなことがないように、再発防止も含め、事務の適正処理に当たり、十分心してまいりたいと存じますので、議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 教育長、特に発言ございませんね。

去る6月1日開会以来、長い間まことに御苦勞さまでございました。

これをもって平成27年第2回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 0時04分〕